

## のと里山空港ウイング・ネットワーク法人会員空港利用特典助成金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、のと里山空港利用促進同盟会（以下「同盟会」という。）が、ウイング・ネットワーク法人会員（以下「会員」という。）1社に対し、会員資格発生日（新規の場合は入金日、継続の場合は期限日の翌日）以降から期限内に1枚スタンプカードを配布し、条件を満たした場合にのと里山空港ウイング・ネットワーク法人会員空港利用特典助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、会員の空港利用促進を図ることを目的とする。

### (助成金の交付対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象法人（以下「対象法人」という。）は、石川県内に事業所を有する会員とする。

### (助成金の額)

第3条 同盟会は、対象法人が第4条および第5条の要件を満たした場合には、助成金として6,000円を交付するものとする。

### (申請書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする対象法人は、3か所すべてに押印されたスタンプカードを添付のうえ助成金交付申請書を同盟会に申請するものとする。

### (押印条件)

第5条 スタンプカードの押印条件は、次の各号すべてを満たす場合とする。

- (1) 能登羽田便を往復利用
- (2) 会員の役員または職員による利用
- (3) 往路または復路に同一日の押印がないこと
- (4) ご搭乗案内または搭乗証明書の写しの提出があること
- (5) 会員の役員または職員だとわかる書類（社員証など）の提出があること
- (6) 押印期限内のスタンプカードであること
- (7) 会員資格発生日以降の搭乗であること

2 欠航等航空会社の都合により、のと里山空港発着の定期便の往路または復路いずれかを利用でなかった場合は押印できるものとする。

### (交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

### (助成金の返還)

第7条 会長は、虚偽の申請、その他不正手段により助成金の交付を受けたものと認めるときは、助成金の返還を命ずることができる。

2 対象者は、前項による取り消しを受けた場合は、速やかに取り消された額を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、同盟会会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年5月29日から施行する。

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。